

トウグリル・ベクとカリフ・アルカーイムとの外交交渉

—— 文献史料と貨幣史料より見た稱號問題 ——

清 水 宏 祐

はじめに

一 文献史料に見える両者の交渉

二 貨幣史料に見えるトウグリル・ベクの稱號の變化

むすびにかえて

はじめに

セルジューク朝における支配権力の存立基盤を問題にする時、直接それを支えたアミール、官僚、種々の軍事集團などの分析が重要なのは言を俟たない。それとともに、セルジューク朝の君主によって行なわれた、カリフとの外交交渉も、その支配権の在り方を考える上で、缺くことの出来ない研究対象である。

筆者は、先にセルジューク朝のスルタン支配の性格を、人間集團との關係を中心にして概観した。本稿では、同朝のトウグリル・ベク時代の、カリフとの外交關係に的を絞り、創設期における交渉の果たした役割について論じることにした。

また、別稿では、貨幣に刻まれたシンボルマークの部分について検討し、同朝研究における貨幣史料の役割についても

述べた。その際觸れることのないなかつた、貨幣における文字の部分、特に稱號の部分、今回は取り上げ、貨幣史料の持つ有効性について、別の視點から論じてみたいと考へてゐる。

使用する主な文献史料と、その略號は以下のとおり。

Husayni : *al-Husayni Akhbār al-Dawla al-Saljuqiya*. Ed. M. Iqbal. Lahur, 1933.

Imād-Bundārī : *al-Bundārī Zubda al-Nusra*. al-Qāhira, 1900.

I. A. : *Idn al-Athir. al-Kāmil fī al-Tārīkh*. 13 vols. Ed. J. Tornberg. Leiden, 1851—76.

I. J. : *Ibn al-Jawzi. Muṭaṣṣam fī Tārīkh al-Mulūk wa al-Umam*. 10 vols. Haydarābād, 1938—39.

S. b. J. : *Sibī Ibn al-Jawzi. Mir'āt al-Zamān*. Ed. A. Sevim. Ankara, 1968.

Bar Hebraeus : *Bar Hebraeus (Abū al-Faraj) KETHABHA DHE-MAHTEBHANUTTH ZABHUNNE*. Ed. A.

W. Budge. *The Chronography of Bar Hebraeus*. 2 vols. Oxford U. P., 1932. シムーン語をキエフと英譯からなる。本稿では英譯を使用。

S. N. : *Zahir al-Din Nishāpūrī. Saljuq-nāma*. Tehrān, 1332.

Rāwandī : *Rāwandī. Rahat al-Sulār wa Āyat al-Surūr*. Ed. M. Iqbal. G. M. S. N. S., Leiden, 1921.

Nāṣir Khusrāw : *Nāṣir Safar-nāma*. Ed. M. Dabir Siyaqī. Tehrān, 1315/1936.

また、引用する論文の略號は以下のとおり。

清水・Ⅰ 「イブラーヒーム・イナールとイナリヤーン——大セルジューク朝初期の「Turkman 集團」『イスラム世界』一〇號、一九七五年。

清水・Ⅱ 「貨幣史料によるセルジューク朝史研究序説——ビュリエット説に對する一見解——」『イスラム世界』二

六號、一九八六年。

清水・Ⅲ 「セルジューク朝のスルタンたち——その支配の性格をめぐって——」『オリエント史講座・V——スルタンの時代』學生社、一九八六年。

一、文獻史料に見える兩者の交渉

セルジューク勢力が、最初にカリフ・アルカーイム（在位四二二／一〇三二—四六七／一〇七五年）と交渉を持ったのはどの時点であったのだろうか。

四二六／一〇三五年にセルジューク勢力がガズナ朝のマスウードに書簡を送った時、彼らが「カリフのしもへ(mawālī amīr al-mu'minīn)」を名乗ったことはすでに述べたことがある。この呼稱が、カリフとの接觸の結果であったかあるいは單なる自稱であったかは明らかではない（清水・Ⅲ、二頁）。

史料に明確に記録が現れるのは、四二九／一〇三八年のニーシャープール入城時からである。イブン・アルアシールによれば、その直後にカリフからの使節が到着したという。ただし、それ以前にも彼らや、「レイ、ハマダーン、ジバール地方のものたちに對して、掠奪、殺戮、破壊を禁じる使節を派遣していた」と、この事件の條で傳えられている（I. A. IX, p. 458）。當時セルジューク勢力よりも西に進んでいたのは、彼らの統制に服さない、いわゆる'Iraqī Turkman'と呼ばれたものたちであったから（清水・Ⅰ、二二頁）、カリフとしては、セルジューク勢力とこれら Turkman とを同列に考えていたということになる。

シリア語史料の Bar Hebraeus は、兩者の交渉について、彼の他の箇所における記述と比較しても異例とも思える程、詳しく頁を割いている。そこで、この史料を中心に、他史料との比較を行ないながら、交渉の過程を見ていくことにしよう。Bar Hebraeus によれば、カリフの使者がセルジューク勢力と交渉を行なったのは、やはりニーシャープール入城時

であったという。その時、掠奪を主張したチャグリー・ベクと、ラマダーンの期間中であることを理由に、それを制止したトゥグリル・ベクとの間に意見の相違があったことでは、イブン・アルアシルと Bar Hebraeus とは一致している。いずれにせよ、ことはニーシャープールの人々から和約金を徴収することで收拾されたと記録されているが、後者ではカリフからの書簡の到着を理由に、トゥグリル・ベクがチャグリー・ベクを説得しようとした點が附け加えられている (Imād-Bar Hebraeus. p. 198)。ブンダーリーでは、その費用の一部をトゥグリル・ベクが負擔したと伝えられている (Imād-Bundari. p. 8)。⁴⁾ 尤もにブンダーリーでは、カリフからの使節の名をアブー・バクル・アットゥースィー (Abū Bakr al-Tūsī) と具體的に記録している。セルジューク勢力は、彼に十三着のヒルアを贈ったという (Imād-Bundari. p. 9)。Bar Hebraeus によれば、トゥグリル・ベクはこれに對して「(カリフの) しもべ、臣下のトゥグリル・ベク (TUGHREL BĀG)」との書き出しの返書を送ったが、チャグリー・ベクの方は、無視して回答しなかったという (Bar Hebraeus. p. 198)。

一方、ペルシア語史料の、ニーシャープリーのセルジューク・ナーメ、ラーヴァンディイは、ともにニーシャープール入城時における兩者の交渉については何も語らず、ガズナ朝との間で行なわれたダンダーンカーン戦の勝利の後で初めて使節の交換を記録している。兩史料とも、この時にはセルジューク勢力の側からカリフに使節アブー・イスハーク・アルフッカーイー (Mu'tamid Abū Ishāq al-Fuqārī) を派遣し、カリフもそれに對してヒバト・アッラー (Hibbat Allah b. Muhammad al-Ma'mūn) をレイのトゥグリル・ベクの許へ遣わしたとしている。

ブンダーリーは、アブー・イスハーク・アルフッカーイーの派遣を、特に年代は記載せず、ニーシャープール入城とダンダーンカーン戦との間と記録し、彼を含めた複数の使節がバグダードに到着し、「その欲するところが聞き容れられた」と述べ、その間にガズナ朝との戦いが續き、結局マスウードの敗北に終わったとする (Imād-Bundari. pp. 9—10)。

セルジューク・ナーメでは、「ニーシャープール、トゥース占領後、ラマダーン中であることを理由に、殺戮、掠奪をさし控えた」との記述が、ダンダーンカーン戦の記録の後に混入しているため、一見すると、ニーシャープール入城

直後に、カリフへの書簡が書かれたかのように讀めるが、書簡の發送時にその指揮を執ったのが、wazir の Salar Abu al-Qasim Buzjani (Salar-i Buzjāni, Salar-i Buzgān) であること、發送直後に一族が支配領域を分割したことから見ても、ウグルル・ベクのいた位置から見て、また書簡の内容から見て、明らかに對ガズナ朝戦の勝利の後で書かれたものを意味していることがわかる。ラーヴァンデーでは、この點は、明快到ダンダンカーン戦の後のこととしてゐる。

まず、セルジューク・ナーメ、ラーヴァンデーによつて、書簡の内容を要約すると以下のようになる。

一、カリフへの服従の意の表明：「我々は『マッバース朝 (dawlat-i 'Abasī)』(S. N.)、『聖なる預言者の(一族)の王朝と御前 (dawlat wa haqrat-i muqaddas-i nabawi)』(Rawandi.) に從ふ、その安寧を望む一族 (taifa-i) (S. N.) である」

二、一族の聖戦への従事：我々は「大半の時間をお、ghazw と jhād に費やしてゐた」

三、伯父アルスラーン・イスラーイールの捕囚：ガズナ朝のマフムードによつて、彼が捕えられ、同朝との關係が悪化した経緯

四、マスウードによる壓政：マフムード死去後即位した、息子マスウードの惡政、無能の實態

五、セルジューク勢力に對する保護(ヒマヤ)の要求があること：ホラーサーンのアーヤーン、著名なものたる (ayān wa mashāhir) が彼らに、服屬と保護の關係 (ri'āyat wa himāyat) を求めてゐることに

六、ダンダンカーン戦における勝利

七、カリフの命にしたがい、信仰の規範 (qā'idat-i din)、イスラムの定め (qānun-i islām) に則つて、正道を行く決意の表明

(以上はすべて S. N. p. 17, Rawandi. p. 103.)

この書簡の内容には、當時セルジューク勢力が置かれていた立場が良く表現されている。特に重要なのは、彼らがガ

ズイー(信仰戰士)として登場し、カリフに従い、イスラムの規範にしたがうという立場を強調することによって、すでに獲得したホラーサーンの支配権を追認させるとともに、これから進出する地域においても、その支配の正統性の保證を、カリフより獲得しようとした點である。當時自立化の傾向を見せていたホラーサーンの都市が、その實質的な主導権を握っていた名家・アーヤーンを通じて、彼らの保護・ヒマヤヤを求める動きを見せていることを文面に書き加えている點も、彼らの支配がすでに正統性を要求するに足るものとなっていたことを印象づけようとしたものであろう。

これに對するカリフの返書は、具體的な内容は記録されていないが、ヒッバト・アッラーに下した命令は、可能な限りトゥグリル・ベクをバグダードへ連れてくるよう、脅し、すかして、「Khudaのしもべのように、規範を遵守するよう助言せよ」というものであった。ニーシャーブリーの記述には、この後で再びニーシャーブール入城時の記録が混入しているが、これを除くと、兩史料は、ヒッバト・アッラーがその地(レイ)に三年滞在したことを述べ、その後は、「トゥグリル・ベクが獲得した廣大な諸地方、諸地域(wilāyat wa nawāhi)で、その名がフトバで唱えられているために、四四七年、カリフは、バグダードの各所のミンバル(manābir)でトゥグリル・ベクの名を唱えるよう、その名を貨幣に刻むよう(sikka-yi dar al-darb naqsh zadand)、彼にラクアブ、ルクン・アッダウラ・アブー・タリブ(ママ)をあたえるよう、(ブワイフ朝の)マリク・アッラヒームの名をその後にするように命じた」と、大幅に年代の記述をとばし、その間の折衝については何も記録していない(S. N. p. 18, Rawandi, p. 105)。

さて、以上擧げた史料に現れる交渉開始時期の相違、史料における混亂をどのように判断すべきであろうか。ブンダーリーの傳えるところによると、アブー・イスハーク・アルフッカーイーがカリフに傳えたという書簡の内容は、簡略なものであるが、大筋において上述のペルシア語の二史料のそれにはば一致する。ただし、ダンダンカンカン戦における勝利については、當然の如く言及されてはいない。

セルジューク・ナーメにおける事件の前後關係の混亂は、現在のテキストが後代の史料からの復元であるため、文章そ

神の家 (The House of God) への巡禮に赴く者を捉え、掠奪を行なっているかを聞いたため、バグダードに軍を送る用意がある。それゆえあなたは、どのように禮と贈り物をもって迎えるか、我々がどのように平和を實現し、すべての世界を統治するかを知るべきである。

との、「上部に弓と矢の形が描かれた」書簡を提出したという (Bar Hebraeus, p. 200)。

これが、前述のペルシア史料に見えた、カリフの側からのバグダードへの招請の伏線となった、セルジューク朝側からの壓力を示す書簡であつたと思われる。ラーヴァンディーは、セルジューク朝の起源を示す冒頭の部分で、ウラマーの意見を尊重することとメッカ巡禮の重要性とを強調しているが、その記述には、巡禮を名目にバグダードへ進んだトゥグリル・ベクの政策への擁護の姿勢が反映されていると見るべきである (Rawandi, p. 86)。

次にカリフの許へ使節が送られたのは Bar Hebraeus によれば四三五—一〇四三年で、この時にはトゥグリル・ベク自らの言葉が次のように記されていたという。

私はアラブの王國の長 (The Head of the Kingdom of the Arabs) の (カリフの) しもべ (Budge によれば a minister or servant と解されるといふ) であり、私が統治する全ての國でカリフ (Khalifa) の名を宣言することが出來た。私は人々が、私の前の統治者であるマフムード、マスウードの彈壓から安寧を得られるようにした。私がどの點においても彼らより劣ることのないのは明らかである。彼らは統治權を享受したとはいへ、カリフの奴隸 (slaves) であつたのに對して、私は自由なものの子でであり、フンの一族の出身である……後略 (Bar Hebraeus, p. 201.)

この記述で注目すべき點が三つある。一つは、セルジューク勢力が、ガズナ朝からの解放者であることを強調していることとで、これは前出のペルシア語史料に見える書簡と同様である。もう一つは、すでにこの段階では、征服地や、從屬した地方政權にフトバにおいてカリフの名を唱えさせ、カリフの權威復活への協力の實績を擧げていることを述べている點である。これは前出の書簡よりも一步踏み込んで、カリフの權威によって自己の立場を守らうとする立場を越えて、さら

にカリフの擁護者としての存在を前面に打ち出したものとして注目される。第三の、トゥグリル・ベクが奴隸 (ghulam, *ghulam* に對應) とは出自を異にしている、との主張は、ガズナ朝の悪政に對する非難から、その存在自體の不法性への攻撃へと内容が變化していることが重要であろう。「フンの一族」の部分は、後代に挿入されたものであり、當時の他史料には見られぬ發想であり、むしろ、取り上げるには足りない。ただし、マムルークとしてのトルコ人と「自由人」としてのトルコ人とを對比させて、トゥグリル・ベクの進出の意味を説いた箇所は、同様の考え方に立脚してアルプ・アルスラーンのユーフラテス渡河の意義を重視した、イブン・アルアディームの傳える逸話 (拙稿「トルコ人」『アラブと非アラブ』中近東文化センター研究會報告四號、一九八三年、四四頁、Ibn al-'Adim. *Bughyat al-Talab fi Tarih Halab*, Ed. Ali Sevim, Ankara, 1976, s.22) とあわせて考えると、當時、ある程度の「トルコ人意識」の形成がなされつつあったことを反映したものと解することができる。

次の交渉は、四三六—一〇四四年、カリフの側から使節がトゥグリル・ベクに派遣される形で始まった。Bar Hebraeus は、この時のカリフの提示した條件を以下の四點に要約して、使節の口上として傳えている。

- 一、信徒のアミール (カリフ) は、汝にかくの如く言われた。『Amir TUĞHREL BÂĞ MAHAMMÂD (r. r.)』
汝が手に入れた國々は、汝には充分である。他のアラブの (r. r.) governor たちの (r. r.) 語のアミールに對應する語か) 國々を望むことのないように。また、彼らを害することのないように」
- 二、「汝が我が臣下となる以上、嚴格に服従の状態に身を置かねばならない。離婚、奴隸解放について余に法になつた (legal) 誓いをする。もし余の命に背くことあらば汝の財産すべてを支拂いにあてること」
- 三、「欺くことなく、正しい行いをし、信徒たちの群れに過つてゐるもの (不信心者) を向けさせないこと」
- 四、「汝は毎年、汝の手中に收めた諸國の税 (tribute) を汝の前任者の慣習にならうて送ること。もし汝がこれらのことをなすならば、名譽の外衣に飾られ、汝の王權に合法的に付與される名譽ある稱號で呼ばれ、『暴君 (tyrant)』と

はならないであろう」と。

これに對してトゥグリル・ベクは言を左右にして、これらの条件のすべてを婉曲に拒絶したという (Bar Hebraeus. pp. 203—204)。

イブン・アルアシールによれば、四三五年に、カリフは、ブワイフ朝のジャラル・アッダウラ、アブー・カリーシヤールとトゥグリル・ベクとの紛争調停のため、使節として、マールデルディー (Abū al-Hasan Aḥmad b. Muḥammad ibn Ḥabīb al-Mawardi) を派遣した。彼は、四三六年に歸還、トゥグリル・ベクのカリフへの恭順の意を傳えたという (I. A. IX, p. 522)。この時の交渉の具體的な内容は明らかではないが、Bar Hebraeus の傳える交渉であった可能性もある。

Bar Hebraeus の列擧するうちの第四の條件とは、ヒルアの授與とフトムにおける稱號の公示を意味していることは言うまでもない。Bar Hebraeus によれば、トゥグリル・ベクへのラカブの授與は、四四二年「ギリシア曆」一三六一—一五〇年に行なわれたという。同年、トゥグリル・ベクがイスファハーンの住民たちを投獄したため、彼らがカリフに訴えを起した。これに答えてカリフは、その訴えを聞き、トゥグリル・ベクに對して融和政策をとった。すなわちトゥグリル・ベクの許に使節と書簡を送り、彼を Lawful king, Asylum of the Muslims, RŪKN AD-DĪN SULTĀN TUḠHREL BĀG (ベク) と呼び、住民への迫害をやめるよう懇願した。トゥグリル・ベクは、この申し出を待っており、カリフの申し出を受け入れるとともに、見返りとして二萬ディーナールをカリフの財寶庫へ、二千ディーナールを「王國の行政官 (the administrators of the kingdom)」へ送金したという (Bar Hebraeus. p. 206。この時トゥグリル・ベクがトグララーを使用したことについては、清水・II、一一一頁を参照)。

つまり、少なくとも四三六—一〇四四年段階では、カリフからの書簡でわかるように、トゥグリル・ベクは、アミールと呼ばれていたのである。文献史料からは、彼が最初にカリフからスルタンとよばれたのは、イスファハーン事件後のことであることがわかる。しかし、スルタンなる稱號をカリフがこの時與えたのか、既に自稱していたものを追認したのか

は、この史料ではわからない。

イブン・アルアシールによれば、四三八／一〇四六―四七七年にトゥグリル・ベクがイスファハーンを包圍し、講和金とフトバとの條件で講和が成立、四四二年、ムハッラム月／一〇五〇年五月六月には同地を再び包圍し、四四三／一〇五一一年に同地を占領、レイにかわって首都とした (I. A. IX, pp. 562-563)。同年、ラマダーン月／一〇五二年一月、トゥグリル・ベクは、カリフへ返書を送り、ヒルアとラカブ (alqab: laqab の複數形) とに感謝し、カリフには一萬ディーナールと寶石、衣服などを、側近 (hashiya) には五千ディーナール、ワズイールのライース・アッラサー (Rā'is al-Rū'asa') には千ディーナールを贈ったという (I. A. IX, p. 580)。イブン・アルアシールには、イスファハーン事件のいきさつは述べられていないが、これが Bar Hebraeus が述べる、カリフによるトゥグリル・ベクへの稱號授與を示すものであることは明らかであろう。Bar Hebraeus と、イブン・アルアシールとを総合してみると、カリフがトゥグリル・ベクに、四四二／一〇五一年にいくつかのラカブを授與したことは、間違いない事實であると思われる。その一つは、ルクン・アッディーンであろう。しかし、「スルタン」號が、この時点でカリフによって、トゥグリル・ベクに對して授與されたものであるかどうかは、まだ判断出来ない。

Bar Hebraeus が傳える次の折衝は、四四六／一〇五四年、トゥグリル・ベクがカリフにあててメッカ巡禮路の治安確保を名目に、バグダードへの來意を表明する使者を派遣したことに始まる。トゥグリル・ベクの主張は、「巡禮路で掠奪を行なう遊牧民 (MAD'AYYĪ) の群れを除く」ことと、「シリア人の反徒たち、誤てるエジプト人 (ファーティマ朝) との戦いに赴くこと」であった。カリフは、やむなく返書を送り、トゥグリル・ベクの熱意を賞賛し、バグダードへの來訪を促さざるを得なかったという (Bar Hebraeus, p. 207)。

イブン・アルアシールは、Bar Hebraeus の記すところと同様の主張をして、トゥグリル・ベクがバグダードへ入ろうとし、カリフには使節を送って服従、恭順の意を表し、カリフもバグダードの方々のモスク (Jawami') でトゥグリル・ベ

クの名をフトバで唱えるよう命じたと傳えている (I. A. IX, p. 610)。フトバは、同年ラマダーン月、トゥグリル・ベクの入城の前に唱えられたというが、同史料では、その稱號は明らかではない (I. A. IX, p. 610)。ラーウマンディーによれば、バグダードの方々のミンバル (manbil) で、トゥグリル・ベクの名を唱え、貨幣に名を刻む (bi-nāma-yi Tughrii Bek khuba kardand wa nām-i ū bar sikka naqsh kardand) いう、カリフが命じ、(その) ラカブ (rākab) は、al-Sulṭān Rukn al-Dawla (r) Abū Ṭālib Ṭughrii Bek Muhammad b. Mikā'il Yamīn Amīr al-Mu'mīnīn であつたという (Rawandi, p. 105)。ただし、具體的などの時點であつたかについては明らかではない。

これらの記述を見る限り、カリフは、トゥグリル・ベクがすでに持つていた稱號をフトバと貨幣の形で公認したことになる、この時點で彼がトゥグリル・ベクに「稱號」を授與したとは、理解出来ないのである。

その後、トゥグリル・ベクはバグダードへ入る許可をカリフに求めるための使者を送り、許可を得た。カリフの側からは、ワズィール・ライース・アッルアサーが、カーディーたち (qudā)、『ナキーブたち (naqābā)』、高官たち (ashraf)、『記録官たち (shuhad)』、ハーディムたち (khadam)、『アッバース』朝の有力者たち (ayān al-dawla)、『ブワイフ朝のマリク・アッラヒームの軍隊の有力者たち (ayān al-umarā' min askar al-Rahim)』を伴つて、彼を迎えに出、カリフの書簡を手渡しつたという (I. A. IX, p. 610)。この内容も具體的には明らかではない。それを受けて、トゥグリル・ベクは、同月、バグダードへ入り、シャマーシーヤ門に陣を張つた (I. A. pp. 610—611)。セルジューク勢力のバグダード到着に際しては、同地のダイラム人、トルコ人部隊の強い反対があり、トゥグリル・ベクに同行の Turkman (Bar Hebraeus は GHŪZZĀYĒ とする) との間で小競り合いがあり、『GHŪZZĀYĒ (r) の amir たち』が市内に亂入して、殺戮を行なつた。これとは逆にトゥグリル・ベクも部下のダイラム人が殺されたことに抗議して、カリフへの苦情の申したてを行なつた。一方で、カリフへの配慮から市内での掠奪を差し控えさせた。しかし、トゥグリル・ベクは、カリフの送つた和解の使節を捕らえ、貢ぎものを掠奪させることで、同時に恫喝をも行なつてゐる (Bar Hebraeus, p. 208)。

翌日、セルジューク勢力はバグダードへ入城し、「Turkman」を恐れさせた人々は、カリフの宮殿の周りに避難した。カリフもトゥグリル・ベクに失望の念を伝え、それに對してトゥグリル・ベクも、争いを起こした、部下のトルコ人 (Turks) を處刑することによって、表面上は恭順の意を表した (Bar Hebraeus, p. 208)。

トゥグリル・ベクは、カリフへの支給額をブワイフ朝時代より三萬ディーナール増額し、小麥も五百コール (Kor...kurru) 加増させて優遇策をとった (Bar Hebraeus, pp. 208-209)。また「この時、スルタン (Sulian...yan) の名でディーナール (dinar)、『ズーゼ (zuzé) の兩貨幣が鑄造された』という (Bar Hebraeus, p. 208)。Bar Hebraeus がトゥグリル・ベクをスルタンの稱號を付けて呼ぶようになるのは、前述のイスファハーンの事件でカリフよりラカブを贈られてからのことであるが、トゥグリル・ベクによる、貨幣鑄造に關する最初の記述は、やはり、この段階において現れる。これに、スルタンの稱號が刻まれていたという點はラーヴァンデーと一致する。

トゥグリル・ベクは、その後バグダードに一年と一ヶ月留まったが、カリフに直接面會することはなく、交渉は、兩者のワズィールを通じて行なわれた。トゥグリル・ベクがカリフに面會したのは、マウスイル遠征より歸還した、四四九／一〇五八年のことであった。Bar Hebraeus によれば、カリフのワズィール・ライース・アッルアサーとトゥグリル・ベクとの間で下交渉が行なわれ、トゥグリル・ベク側が直接の拜謁を強く主張し、これが聞き容れられる形となった。拜謁の儀式は、カリフが、二重の天幕の内側の高い玉座に座し、アッバース朝の色である黒の外衣を着用し、トゥグリル・ベクを、自分よりはやや低い座に座らせ莊重な演出で行なわれた。この時、カリフは、通譯に對して、「スルタンに對して、かくの如く言え。信徒のামীールは、汝の配慮を多とし、その勞を讃えんと。そして、心せよ、彼 (カリフ) は汝に、神 (God...アッラー) が彼 (カリフ) に委ねていたすべての地方、諸國を委ねるのであると。それゆえ、汝の領土では、神を恐れ、正義を行ない、神の汝に對する恩寵に感謝せよ」と言うように命じたという (Bar Hebraeus, p. 212)。これが、カリフがトゥグリル・ベクをスルタンと直接呼んだ最初の記述である。ブンダラーは、この時の通譯をワズィールのクンド

ウリーが務めたとしている (Imad-Bundari, p. 16)。

カリフはトゥグリル・ベクに七着の黒い外衣と豪華な王冠とを授與し、彼を東方と西方の王と呼ぶように式部官に命じたという (Bar Hebraeus, p. 212)。

この時の稱號が、他の史料でいうマリク・アルマシユリク・ワ・アルマグリブ (Malik al-Mashriq wa al-Maghrib) である (Imad-Bundari, p. 17)。この稱號は多分にファアティマ朝を意識したものであったといえるであらう。

バグダードにおける政治情勢について最も詳しい記録を残しているスイフト・イブン・アルジャウズィーには、残念ながら四四八／一〇五七年以前の記述がない。彼は記述の最初からトゥグリル・ベクを一貫してスルタンと呼んでおり、すでに、この呼び方が定着していたことを示している。四四九／一〇五八年のカリフとトゥグリル・ベクとの會見においては、ライース・アッアサーを介して、カリフは彼にルクン・アッディーン (Rukn al-Din) と呼び掛け、ヒルアと王冠の授與を行なったとしている。そして、この時にフトバでマリク・アルマシユリク・ワ・アルマグリブと唱えられたとする (Khatibahu Malik al-Mashriq wa al-Maghrib) (S. b. J. pp. 25—26)。これから見て、四四九年段階で、はじめてトゥグリル・ベクは、カリフより直接稱號を受け、それが、マリク・アルマシユリク・ワ・アルマグリブであったことが、確認されるのである (イブン・アルアシール I. A. XI, p. 634, 641; イブン・アルジャウズィー I. J. VIII, p. 182. も同年の條で同様に述べている)。フサイニーは、四四八／一〇五七年、アルカーイムとチャグリー・ベクの娘の婚姻の際、カリフが「スルタン・トゥグリル」に七着のヒルアを與え、「スルタン・アルマシユリク・ワ・アルマグリブ」とフトバで唱えさせたとするが (Husayni, p. 18) これは、年代にも、稱號にも明らかな混同がある。

二、貨幣史料に見えるトゥグリル・ベクの稱號の變化

前章では、文献に現れる、兩者の交渉の過程を追い、カリフ・アルカーイムによるトゥグリル・ベクへの稱號の授與の

時點と、その内容を明らかにした。これが、現存する貨幣とどのように對應するであろうか。本章で史料として使用するのば、先だ別稿でも利用した資料集 Alpekin, C. "Selçuklu Paraları." *Selçuklu Araştırmaları, Dergisi*, III, 1971, ss. 435—592. である（この資料集については、清水・Ⅱ、一〇六一—一〇七頁を参照）。

このば、貨幣の表と裏のそれぞれの中央部に刻まれた人名（清水・Ⅱの論文の一〇七頁に圖で示した、B、Fの部分に相當する）を録記する。

また、表にその一覽を示すことにする。ブルベキンの付けた整理番號は、概ね年代順であるが、年の一部が読みとれないものを、類推して配列している箇所がある。本稿では、これに従わず、読みとれぬところは、「X」で示し、最後に圖へ引くことにした。

表 貨幣に現れるトウヅリル・ベクのラカテの變化

年代	表	裏	鑄造地	備考	番號*
433		al-Qā'im bi-Amr Allāh/al-Amir al-Ajall/ Tuğhril Bek	ニージュアール	dinār	1
434	al-Qā'im bi-Amr Allāh/Abū Talīb	al-Amir al-Sayyid/Tuğhril Bek/ Muḥammad b. Mikā'il	レノ	dinār	2
434		al-Qā'im bi-Amr Allāh/al-Amir al-Ajall/ Tuğhril Bek	ニージュアール	dinār	3
435	al-Qā'im bi-Amr Allāh/Abū Talīb	al-Amir al-Sayyid/Tuğhril Bek/ Muḥammad b. Mikā'il	レノ	dinār	4
435		al-Qā'im bi-Amr Allāh/al-Amir al-Ajall/ Tuğhril Bek	ニージュアール	dinār	5

435		al-Qā'im bi-Amr Allāh/al-Amir al-Ajall/ Tughril Bek	ニ一ツヤ一ツ一ル	dīnār	6
436		al-Qā'im bi-Amr Allāh/al-Amir al-Ajall/ Tughril Bek	ニ一ツヤ一ツ一ル	dīnār	7
437	al-Qā'im bi-Amr Allāh/Abu Ṭalīb	al-Amir al-Sayyid/Tughril Bek/ Muḥammad b. Mikā'il	レ一	dīnār	8
437		al-Qā'im bi-Amr Allāh/al-Amir al-Ajall/ Tughril Bek	ニ一ツヤ一ツ一ル	dīnār	9
438	al-Qā'im bi-Amr Allāh	al-Sulṭān al-Mu'azzam/Shāhanshāh/ Tughril Bek/Abū Ṭalīb	レ一	dīnār	10
439	al-Qā'im/bi-Amr Allāh	al-Sulṭān al-Mu'azzam/Shāhanshāh/ Tughril Bek Abū Ṭā'/Iīb	ニ一ツヤ一ツ一ル	dīnār	14
439	al-Qā'im bi-Amr/Allāh	al-Sulṭān al-Mu'azzam/Shāhanshāh/ Tughril Bek Abū Ṭā'/Iīb	ニ一ツヤ一ツ一ル	dīnār	15
43X	al-Qā'im bi-Amr Allāh	al-Sulṭān al-Mu'azzam/Shāhanshāh/ Tughril Bek	不明	dirham	11
43X	……bi-Amr Allāh	al-Sulṭān al-Mu'azzam/Shāhanshāh/ Tughril Bek Abū Ṭā'/Iīb	ニ一ツヤ一ツ一ル	dīnār	12
440	al-Qā'im bi-Amr Allāh	al-Sulṭān al-Mu'azzam/Shāhanshāh/ Tughril Bek/Abū Ṭalīb	レ一	dīnār	17
440	al-Qā'im bi-Amr Allāh	al-Sulṭān al-Mu'azzam/Shāhanshāh/ Tughril Bek Abū Ṭā'/Iīb	ニ一ツヤ一ツ一ル	dīnār	18

441	al-Qā'im bi-Amr Allāh	al-Qā'im bi-Amr Allāh/al-Sulṭān al-Mu'azzam/Ṭughril Bek Abū Ṭā'ib	ニ一ツキ一ツール	dinār	19
442	al-Qā'im bi-Amr Allāh	摩滅 al-Sulṭān al-Mu'azzam/Shāhanshāh al-Ajall/Rukn al-Dīn Ṭughril/Bek	ニ一ツキ一ツール	dinār	20
442	al-Qā'im bi-Amr Allāh	al-Sulṭān al-Mu'azzam/Shāhanshāh/Ṭughril Bek/Abū Ṭā'ib	レイ	dinār	21
444	al-Qā'im bi-Amr Allāh	al-Qā'im bi-Amr Allāh/Amīr al-Mu'minīn	レイ	dinār	22
444	al-Sulṭān al-Mu'azzam/Ṭughril Bek	al-Sulṭān al-Mu'azzam/Shāhanshāh al-Ajall/Rukn al-Dīn Ṭughril/Bek	レイ	dinār	23
444	al-Qā'im bi-Amr Allāh	al-Sulṭān al-Mu'azzam/Shāhanshāh/Ṭughril Bek/Abū Ṭā'ib	ニ一ツキ一ツール	dinār	24
445	al-Qā'im bi-Amr Allāh	al-Sulṭān al-Mu'azzam/Shāhanshāh/Ṭughril Bek/Abū Ṭā'ib	レイ	dinār	25
445	al-Qā'im bi-Amr Allāh	al-Sulṭān al-Mu'azzam/Shāhanshāh/Ṭughril Bek/Abū Ṭā'ib	レイ	dinār	26
445	al-Qā'im bi-Amr Allāh	Rukn al-Dīn (兩脚にわかれ、刻まれる)	レイ	dinār	27
445	al-Qā'im bi-Amr Allāh	al-Sulṭān al-Mu'azzam/Shāhanshāh/Ṭughril Bek/Abū Ṭā'ib	レイ	dinār	28
446	al-Qā'im bi-Amr Allāh	al-Sulṭān al-Mu'azzam/Shāhanshāh Rukn/al-Dīn Ṭughril Bek	レイ	dinār	29

446	al-Qā'im bi-Amr Allāh	al-Sultān al-Mu'azzam/Shāhanshāh al-Ajall/Rukn al-Dīn Ṭughril/Bek	ニ一ツ + 一ツ一ル	dīnār	30
447	al-Qā'im bi-Amr Allāh	al-Sultān al-Mu'azzam/Shāhanshāh/ Ṭughril Bek/Abū Ṭālib/ Rukn al-Dīn (兩側にわかれて刻まれる)	レ一	dīnār	31
447	al-Qā'im bi-Amr Allāh	同上	レ一	dīnār	32
447	al-Qā'im bi-Amr Allāh	al-Sultān al-Mu'azzam Shāhanshāh Ṭughril Bek Abū Ṭālib	ハルズ一ツ一ル	dīnār	33
447	al-Qā'im bi-Amr Allāh	al-Sultān al-Mu'azzam/Shāhanshāh/ Ṭughril Bek/Abū Ṭālib	一スツ + 一ツ一	dīnār	34
447	al-Qā'im bi-Amr Allāh	al-Sultān al-Mu'azzam/Shāhanshāh al-Ajall/Rukn al-Dīn Ṭughril/Bek	ニ一ツ + 一ツ一ル	dīnār	35
448	al-Qā'im bi-Amr Allāh	al-Sultān al-Mu'azzam/Shāhanshāh/ Ṭughril Bek/Abū Ṭālib/ Rukn al-Dīn (兩側にわかれて刻まれる)	ツフツ一ズ	dīnār	36
448	al-Qā'im bi-Amr Allāh	al-Sultān al-Mu'azzam/Shāhanshāh Rukn/al-Dīn Ṭughril Bek/Abū Ṭālib	一スツ + 一ツ一	dīnār	37
448	al-Qā'im bi-Amr Allāh	al-Sultān al-Mu'azzam/Shāhanshāh al-Ajall/Rukn al-Dīn Ṭughril/Bek	ニ一ツ + 一ツ一ル	dīnār	38
449		al-Sultān al-Mu'azzam/Shāhanshāh/ Ṭughril Bek/Abū Ṭālib/ Rukn al-Dīn (兩側にわかれて書かれる)	ハスラ	dīnār	39

449	al-Qā'im bi-Amr Allāh	al-Sultān al-Mu'azzam/Shāhanshāh al-Ajall/Rukn al-Dīn Tughril/Bek	ニージュヤーゾール	dīnār	41
44X	al-Qā'im bi-Amr Allāh	al-Sultān al-Mu'azzam/Shāhanshāh/ Tughril Bek/Abū Ṭalīb	カルミージュン	dīnār	42
450	al-Qā'im bi-Amr Allāh	Shāhanshāh/Tughril Bek/ Rukn al-Dīn (兩側にわかれて刻まれる)	レイ	dīnār	43
451	al-Qā'im bi-Amr Allāh	al-Sultān al-Mu'azzam/Shāhanshāh al-Ajall/Rukn al-Dīn Tughril/Bek	ニージュヤーゾール	dīnār	44
452	al-Qā'im bi-Amr Allāh	al-Sultān al-Mu'azzam/Shāhanshāh/ Tughril Bek/Abū Ṭalīb/ Rukn al-Dawla(?) (兩側にわかれて刻まれる)	レイ	dīnār	45
452	al-Qā'im bi-Amr Allāh	al-Sultān al-Mu'azzam/Shāhanshāh al-Ajall/Rukn al-Dīn Tughril/Bek	ニージュヤーゾール	dīnār	46
453	al-Qā'im bi-Amr Allāh/ Abū Ṭalīb (兩側にわかれて刻 まれる)	al-Sultān al-Mu'azzam/Shāhanshāh/ Tughril Bek/ Rukn al-Dīn (兩側にわかれて刻まれる)	レイ	dīnār	47
453	al-Qā'im bi-Amr Allāh	al-Sultān al-Mu'azzam/Shāhanshāh/ Tughril Bek/Abū Ṭalīb/ Rukn al-Dīn (兩側にわかれて刻まれる)	ニージュヤーゾール ニージュヤーゾール	dīnār	48
455	al-Qā'im bi-Amr Allāh/ al-Amr al-Mu'minīn	al-Sultān al-Mu'azzam/Shāhanshāh/ Tughril Bek/Abū Ṭalīb/ Rukn al-Dīn (兩側にわかれて刻まれる)	ニージュヤーゾール ニージュヤーゾール	dīnār	49

4X5	al-Qā'im bi-Amr Allāh	Shāhanshah/Tughril Bek/Malik/ al-Mashriq wa al-Maghrib (兩側にわか れて刻まれる)	マダ デー ナ ー チ ・ ア ッ チ ラ ー ム	dīnār	50
4XX	al-Qā'im bi-Amr Allāh (上下にわかかれて刻まれる)	al-Qā'im bi-Amr Allāh/al-Sulṭān al-Mu'azzam/Tughril Bek Abū Tā'iib	ニー シャ ー プ ー ル	dīnār	13
4XX	al-Qā'im bi-Amr/Allāh Amir al-Mu'minin	al-Sulṭān al-Mu'azzam/Shāhanshāh/ Tughril Bek	マ ダ デー ナ ー チ ・ ア ッ チ ラ ー ム	dīnār	40

*番號は、アルプキソンの付けた整理番號
祭號は貨幣面における稱號の改行箇所を示す

表より明らかなように、四三七—一〇四五—四六六年までに鑄造された貨幣では、スルタンの稱號は現れない。鑄造地はニーシャープールとレイとであるが、どちらも事態は同じであり、トゥグリル・ベクはアミールの稱號で現れる。これは、前章で述べた、四三六年段階ではトゥグリル・ベクがアミールと呼ばれていた事實と一致する。ただし、注意すべきは、兩方の貨幣には微妙な差異があることである。ニーシャープール貨幣では、al-Amir al-Ajallと表現されるのに對して、レイ貨幣では、al-Amir al-Sayyidが使われている。また、前者では、表には「アッラーの他に神なし、アッラーは唯一にしてならぶものなし」の文言が刻まれ、カリフ・アルカーイムとトゥグリル・ベクとの名はいずれも裏面に置かれているのに對して、後者では表にカリフの名、裏にトゥグリル・ベクの名が、わかれて刻まれている。四三八—一〇四六一七年以降の貨幣では、鑄造地を問わず、このレイ貨幣の形式が踏襲され、一般的なものとなる(例外は四四四—一〇五三—一五四年のイスファハーン貨幣のみで、ここでは、トゥグリル・ベクの名が表面に、カリフの名が裏面に配置されている)。初期の段階においては、貨幣の形式に統一がなく、特にニーシャープール貨幣は獨特な形式を持っていたことがわかる。

さて、貨幣にスルタンの稱號が現れるのは、四三八年のレイ貨幣以降のことである(これについては、清水・Ⅲ、一一頁で

簡単に述べた。貨幣の形式の實例も同稿一二一四頁で紹介してある。これを前章の文獻史料と對比させてみると、この貨幣は第一次イスファハーン包圍の年に作られたものであることがわかる。つまり、カリフからの稱號授與に先立って、すでに貨幣にはスルタンの稱號が使用されていたことになる。

スルタン號は、決して單獨で用いられることはなく、常に「偉大な……al-Mu'azzam」の語とともに現れる。イスラム世界で貨幣に最初にスルタンの稱號を貨幣に刻んだのは言うまでもなく彼をもつて最初とするが、スルタンの語はそれのみでは、充分に熟した政治用語ではなく、al-Mu'azzam と組合わせることによって「偉大なる支配者」としての、「稱號」としての意味を持つに至ったと考えるべきである。al-Mu'azzam が單なる修飾的な用語ではなく強い結びつきを持つ語であることは、同時に刻まれているイラン的な稱號である、Shahanshah が、當初單獨で用いられていることと對照すれば明らかとなる。Shahanshah も、Bar Hebraeus が述べているように、本来「自稱」として使われるようになったものである。この語は、以後も通常は單獨で使われ、他の語によって修飾されることがない。

ただし、ここでも例外はニーシャープール貨幣である。四三八年から四四一年まではレイ、ニーシャープールの兩貨幣の文言は、若干の配置の差を除けば、基本的には、殆ど同一といつても良い。ところが、ニーシャープール貨幣では、四四二／一〇五〇—五一年以降、Shahanshah の語は、必ず al-Ajall (最も高き) の語とともに使われるようになり、他の地域の貨幣とは明確な差異を生ずる。四四二年とは、前章で述べた如く、イスファハーン再包圍と、これにからんで、カリフよりラカブが贈られた年である。この年よりニーシャープール貨幣における稱號の一部が變更されている事實は重要な意味を持つものとして注目すべきである。

別稿で指摘したごとく、ニーシャープールは、セルジューク朝の版圖内で独自の地位にある都市であった(清水・II、一一四—一二九頁)。このことが貨幣における稱號の扱いの違いにも反映されていると考えることが出来る。

更に、別稿で觸れることのなかった、ニーシャープール貨に特有な問題もある。それは、イスラム世界における貨幣流

通の問題である。一〇世紀初頭には、イラクおよび西方イスラム世界においては、ホラーサーンの貨幣の地位は低かったが、一一世紀になると、ニーシャープール貨幣の威信は向上し、流通量も増大した。四二七—一〇三六年には、カリフ・アルカーイムは、ファーターイマ朝と對抗するため、商取引においては、ファーターイマ朝のマグリビー (Maghribi) 貨幣の使用をやめ、かわりに前のカリフ・アルカーディル (al-Qadir) の鑄造によるカーディリー貨、カーシャーニー (Kashani... カーション製の) 貨、ニーシャープール貨を採用するよう命じたという (Bosworth, *op. cit.*, p. 150)。ナースィル・ホスロウも、イエメンのファラジュ (Falaj) 地方で、取り引きがニーシャープール貨幣でなされているのを目撃している (*ibid.*, p. 150, Nasir Khusraw, p. 144, "nu'amala-yi ishan bi-zar-i Nishaburi bud."). つまり、廣域に流通するニーシャープール貨幣には、カリフの意向、および彼とトゥグリル・ベクとの關係がより敏感に反映されていると考えることができるのである。別稿で述べた弓と矢の象徴の問題においても、さらにこの點をも考慮に入れておく必要があることを附記しておくなければならぬであろう。つまり、ニーシャープール貨幣には、他の地で作られたものに比較して、同市の獨立的な性格を反映した獨自性を持つとともに、イスラム世界にたいする普遍性をも兼備するという、二面性が見られるのである。次に、もう一つのラカブであるルクン・アッディーンについて見てみよう。これが貨幣に最初に現れるのは、同じく四四二年のニーシャープール貨幣からである。これは、前章で検討した文献史料の記述を裏付けるものであり、カリフによって授與されたものであることが再確認されるのである。

この稱號は、ニーシャープール貨幣ばかりでなく、他の、レイ、イスファハーン、アフワーズ、バスラ、バグダード (マディーナ・アッサラーム) 貨幣にも登場する。

四四九年にカリフより直接授與された、マリク・アルマシュリク・ワ・アルマグリブは、ほとんど貨幣には使用されず、唯一、四五五年鑄造と思われる四四五年のバグダード貨幣に見えるのみである。

貨幣を見る限り、バグダード入城の四四七年という年は、その文言には、何の變化も與えていない。バグダードで鑄造

される貨幣には變化があつたと思われるが、現在のところ最初に現れる例が四五三年製のもので、それ以前のものが無いので明言は出来ない。その他の地における貨幣については、形式、稱號の内容ともに變化はないのである。また、バグダード製の貨幣も、それらと同一の内容、形式である。ただし、鑄造地を見てみると、ニーシャープール、レイといった中心地以外では、全體として、しだいに西方へ移動していく様子が良く読みとれる。刻まれる稱號は、四四二年のレイ貨幣におけるものと同一で、それがそのまま、作られる場所のみが移っていくと見てよいであらう。

むすびにかえて

以上のように文献史料と貨幣史料との両面から、カリフとトゥグリル・ベクとの關係を眺めてみると、カリフの側からトゥグリル・ベクに與えた稱號は、ルクン・アッディーンとマリク・アルマシュリク・ワ・アルマグリブとの二つであることがわかる。スルタンとシャーハンシャー、特にスルタンという重要な意味をもつ稱號は、イスファハーン事件以前より使われていた自稱であつた。イスファハーン事件において、カリフは、これを追認するにとどまつたのである。

四四七—一〇五五年に、カリフがトゥグリル・ベクに「スルタン」の稱號を授與した事實はない。この年の意味を持つとすれば、それは、トゥグリル・ベクがすでに持つていた、しかも、カリフ自身も、すでに別の機會に承認していた稱號を「バグダードの」フトバで唱えさせ、貨幣に刻ませたという、支配權公認の行爲の中にあるといふべきである。

兩者の交渉も、カリフからは、Turkman への苦情が中心であつたのに對して、トゥグリル・ベクからの申し入れは自己の主張を貫徹させるためのものが多く、交渉そのものも、トゥグリル・ベクの側から要求して實現させることが多かつたのである。基本的には、兩者の交渉は、トゥグリル・ベクの主導權の下で進められたといえよう。

本稿では、紙幅の制約上、初期の時代から、カリフ・アルカーイムによるトゥグリル・ベクへのマリク・アルマシュリク・ワ・アルマグリブの稱號授與までの段階での、文獻と貨幣との比較を行なつた。論點整理のため、政治的背景、特に

ファーティマ朝との関係、およびバサーシーリーの反亂については意識的に割愛した。しかし、交渉の背景としてこれらを考慮に入れねばならないことはいうまでもない。

貨幣史料上の問題としては、前稿で課題として残した稱號の問題に、ある程度回答を提示することが出来た。ただし、アルプ・アルスラーン以降の時代における傾向については、ここで簡単に觸れておかなければならないであろう。セルジューク朝の各君主の時代を通して、貨幣で「al-Sulṭān」が單獨で用いられることはなく、通常は、「al-Sulṭān al-Mu'azzam」、時に「al-Sulṭān al-A'ẓam」という形で登場する。これは、スルタンの語の持つ意味、スルタン権力の在り方を考える上で見逃すことの出来ない特徴である。

一方、Shahanshāh は、マリク・シャー時代まではよく使われ、その後は、次第に使用頻度が低下していく。スルタンの語と比較すると、やはり單獨で用いられることが多いのが特徴である。

セルジューク朝の貨幣に関する情報は、現在のところ、充分に集積されているとは言えないのが実情である。しかし、文献史料とつぎ合わせてみると、文献相互の異同、矛盾をある程度説明し得る武器とはなる。今後、アルプテキンの目録に漏れている各地の博物館、個人所蔵のものまで、そのデータを集約すれば、さらに有力な史料となる可能性を持っているといえよう。